

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 27 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 片 町 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 10 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 2 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 18 日 午前 9 時 50 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 27 日から当庁物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,970,000 3,176,000	一括	794,000	41,765	0
1	1,700,000				
2	150,000				
3	2,120,000				
備考					

物 件 目 録

- 1 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須
 地 番 58 番 3
 地 目 宅地
 地 積 198.37 平方メートル
- 2 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須
 地 番 59 番 2
 地 目 宅地
 地 積 17.73 平方メートル
- 3 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須 58 番地 3、59 番地 2
 家屋 番号 58 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 83.10 平方メートル
 2 階 46.37 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 12 月 19 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 片 町 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須
地 番 58 番 3
地 目 宅地
地 積 198.37 平方メートル
- 2 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須
地 番 59 番 2
地 目 宅地
地 積 17.73 平方メートル
- 3 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須 58 番地 3、59 番地 2
家屋 番号 58 番 3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 83.10 平方メートル
2 階 46.37 平方メートル

令和 7 年(ヌ)第 28 号

令和 7 年 8 月 21 日受理

令和 7 年 9 月 30 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所一宮支部

執行官 富 田 勝 則

物 件 目 録

- 1 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須
 地 番 58 番 3
 地 目 宅地
 地 積 198.37 平方メートル
- 2 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須
 地 番 59 番 2
 地 目 宅地
 地 積 17.73 平方メートル
- 3 所 在 一宮市千秋町佐野字北高須 58 番地 3、59 番地 2
 家屋 番号 58 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 83.10 平方メートル
 2 階 46.37 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1、2		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1、2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有して占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	本土地上にカーポート及び簡易物置が設置されている (設置位置は、土地建物位置関係図 (概略) のとおり)		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	本建物に差し掛けが設置されている (設置位置は、土地建物位置関係図 (概略) のとおり)		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣の者	1 令和7年1月か2月頃にAが物件3建物内で亡くなって以降、同建物に誰かが出入りしている様子を見たことはありません。 2 Aが建物内で亡くなっているのを発見したのは、定期的に訪問している介護サービスの従業員だというふうに聞いています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

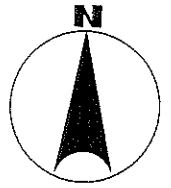
執行官の意見

- 1 物件1、2土地（以下「本件各土地」という。）及び物件3建物の占有関係について
債務者及び亡A宛ての郵便物の存在、住民票等の記載内容、関係人の陳述並びに現況等から、2枚目のとおり認められる。
- 2 本件各土地の現況等について
 - (1) 本件各土地は、物件3建物の敷地や駐車場等として一体となっている。
 - (2) 境界標については、土地建物位置関係図（概略）のウ、エ、オの各点は確認できたが、これら以外は一見して確認できなかった。
 - (3) 各隣地との境界には、ブロック塀や側溝が設置されている。
 - (4) カキ間以外の各境界についての簡易計測の結果は、ほぼ地積測量図のとおりであった。
 - (5) 物件1土地は、物件2土地、地番55番2土地の駐車場部分及び同59番1土地よりも約0.6メートル高くなっている。
- 3 物件3建物の現況等について
 - (1) 次のとおり損傷等が認められたほか、全体的に経年相当の傷みや汚れなどが見受けられた。
ア 和室5、6につき、天井及び畳に雨漏りによるものと思われる跡
イ 玄関につき、扉のガラスの破損
ウ 玄関及びキッチンにつき、床面のたわみ
 - (2) 建物内にはペット用品が存在していることから、建物内でペットが飼育されていたと思われる。
 - (3) 建物内には大量の動産が存在していることから、買受人はこれらの搬出等に相当の費用を要すると思われる。
- 4 その他
 - (1) 亡Aの死因等については、関係資料によれば、不自然死ではないこと、死亡日の翌日には死亡届の届出がされていることが認められること、これにより、亡Aは死亡日時と近接した時期に発見されたことが窺われることから、亡Aの死亡は、物件3建物に重大な影響を及ぼすようなものではないと思われる。
 - (2) 物件1土地上の植木が地番59番1土地及び同60番1土地に越境している。
 - (3) 物件3建物内に仏壇が存在している。
 - (4) 債務者に対し、占有等に関する照会書を送付したが、期限までに回答がなかった。

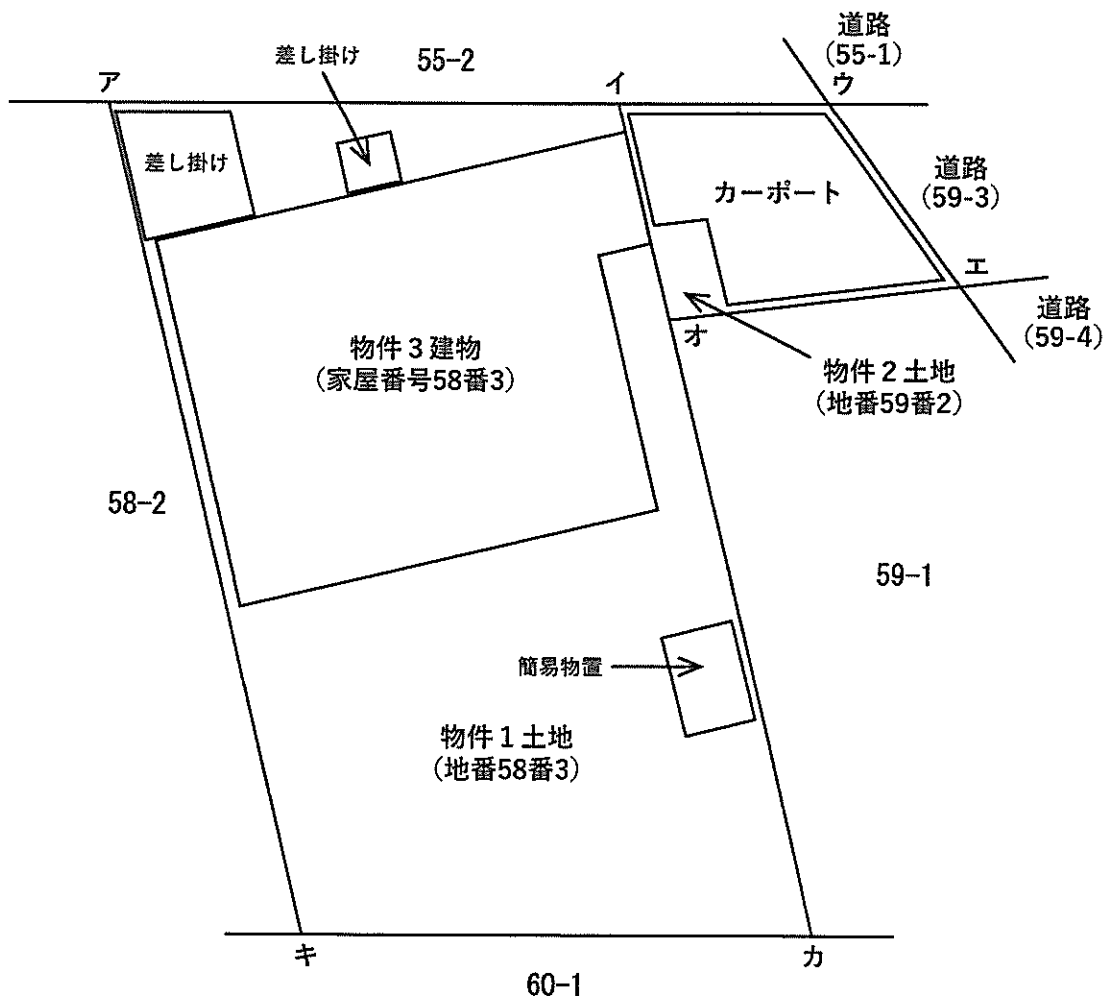
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 8月21日(木) 14:30 - 14:40	名古屋法務局一宮支局	登記記録全部事項証明書及び公図等交付申請
R7年 8月22日(金) 10:20 - 10:30	目的物件所在地	物件確認、写真撮影(外観)、占有状況調査、現況調査日程調整連絡及び照会書投函
R7年 9月 2日(火) : - :	(郵便)	現況調査日連絡書送付
R7年 9月24日(水) 13:00 - 14:20	目的物件所在地	立入調査、写真撮影(屋内外)、評価人同行、近隣の者から聴取
R7年 9月24日(水) 15:00 - 15:10	一宮市役所	住民票等交付申請
R 年 月 日() : - :		
R 年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年9月24日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



②
↓

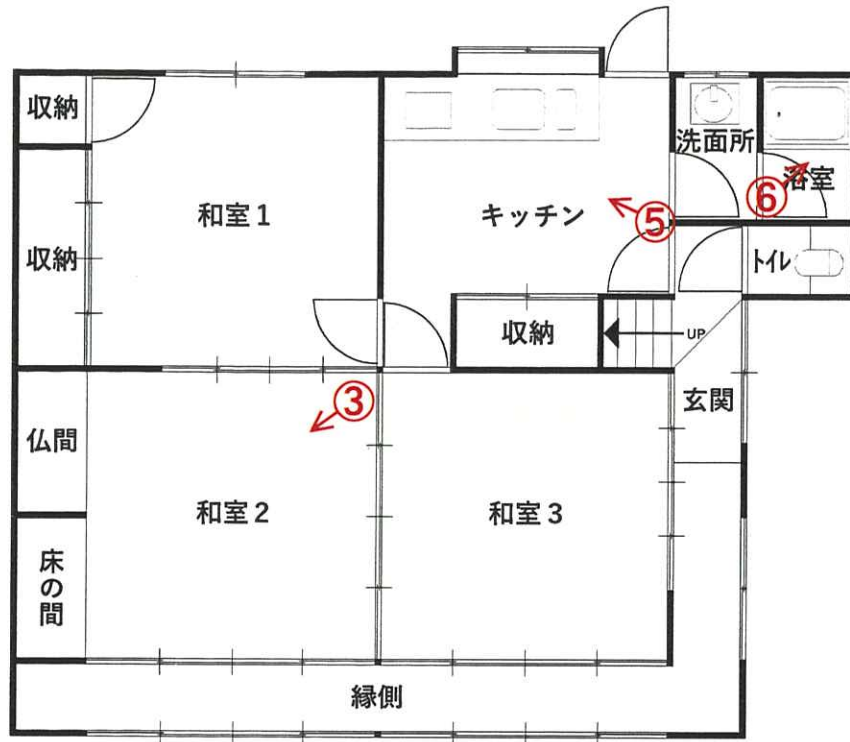


写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

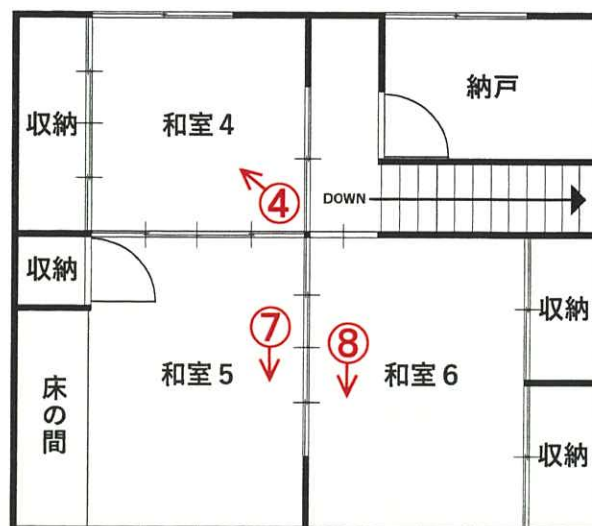
間取図（概略）



1 階



2 階



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号



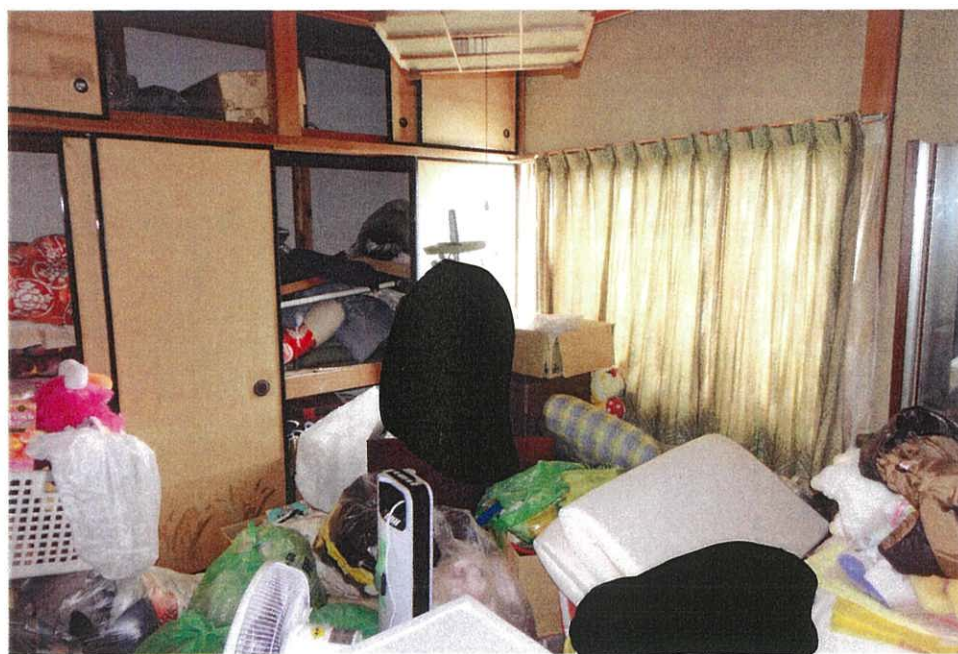
① 本件各土地、物件3建物の外観



② 本件各土地、物件3建物の外観



③ 和室 2

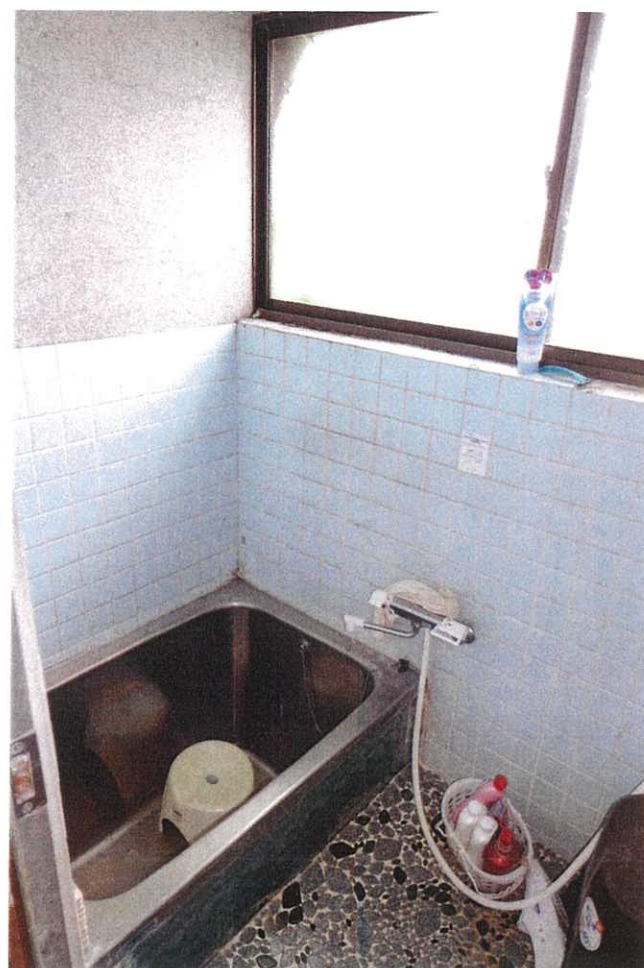


④ 和室 4

(9 枚目)



⑤ キッチン



⑥ 浴室

(10 枚目)



⑦ 雨漏り跡の状況（和室5）



⑧ 雨漏り跡の状況（和室6）

令和 7 年 (又) 第 2 8 号
令和 7 年 8 月 2 5 日 受 理
令和 7 年 9 月 2 4 日 現 地 調 査
令和 7 年 1 0 月 9 日 評 価

名古屋地方裁判所一宮支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

大 脇 淳 史

第1 評価額

一括価格	
金 3 , 9 7 0 , 0 0 0 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,700,000 円
物件2(土地)	金 150,000 円
物件3(建物)	金 2,120,000 円

- ① 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1及び2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	一宮市千秋町佐野字北高須 58番3 宅地 198.37m ²	同左
2	所在地 地目 地積	一宮市千秋町佐野字北高須 59番2 宅地 17.73m ²	同左
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	一宮市千秋町佐野字北高須58番地3、59番地2 58番3 居宅 木造瓦葺2階建 1階 83.10m ² 2階 46.37m ² 129.47m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）

位置・交通	名鉄犬山線「石仏」駅の北西方・道路距離約1.6km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅、農地等が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化調整区域 用途指定なし 60% 200% — 居住誘導区域外、都市機能誘導区域外 特定都市河川流域(新川流域) 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 形状 間口 奥行 その他	216.10㎡ 不整形(旗竿地) 約4.8m 約5.0～14.5m —
接面道路の状況	北東側幅員約4.8mの舗装市道にほぼ等高に接面する(建築基準法第42条1項1号の道路)。	
土地の利用状況等	物件3の敷地として利用されている。 隣接地は居宅、農地等である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	あり(特記事項の通り) なし(特記事項の通り) なし(特記事項の通り)
土壤汚染の可能性の調査	過去の住宅地図を調査した結果、昭和38年時は農地又は未利用地、昭和59年時及び平成9年時は居宅と推定される。土壤汚染については調査機関による土壤汚染調査を行わないと確定できない。	
特記事項	1. 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 2. 全部事項証明書から線引前宅地と思われる。 3. 一宮市建築指導課によると、既存権利者の届出による許可の記録が見られるとのことであり、属人的なため買受人は再度、許可等を取得する必要があるが、既存宅地の要件を満たすかどうか、満たさない場合は別の許可の可能性等、建築要件について検討したため、必ず買受前に当課にて確認、協議をしてほしいとの回答を得た。建築確認は見られたが検査済みの詳細は不明とのことである。立地適正化計画による居住誘導区域外、都市機能誘導区域外である。区域外の場合、一定の施設の開発行為や建築行為等について届出を要するとのことである。新川流域にかかる特定都市河川流域の区域内であり、土地の状況や規模等で該当する場合は許可等を要するとのことである。これらの詳細及び市街化調整区域のため建築の可否、遵法性等は一宮市建築指導課、都市計画課、治水課等にて必ず買受前に確認を要する。	

特記事項	4. 一宮市給排水設備課によると、上水道は西方の道路の本管から他人地を介して引込管があり、引込管から受命物件を含む4軒(受命物件、地番57番、58番1、58番2と思われるが聴取ができず詳細は不明)にメーターが設置されていると思われるとのことである。この場合、関係者から聴取できなかったため、金銭の授受を含む利用に当たっての詳細は不明である。なお、接面する東側の道路には本管があるため、付け替えの可否や費用負担等については一宮市給排水設備課にて必ず事前に協議を要する。下水道は本管があるが使用しておらず浄化槽と思われる。都市ガスはなくプロパンが見られた。ただし、これらは関係者からの聴取ができず詳細は不明である。これらの詳細は一宮市給排水設備課、東邦ガスにて必ず事前に確認を要する。 5. 差掛け、カーポート、簡易物置等が見られた。また庭を中心に草木が繁茂し隣地に植木が越境している感があるほか、廃棄と思われる自転車等、各所で動産類が見られた。差し掛け内には温水器ヒーター(使用できるか不明)のほか動産類が堆積していた。 6. 草木が繁茂していたため、状況確認のほか画地計測ができない箇所があったので留意する。 7. 供給処理施設を含む各種の配管等の地中の状況は目視できず、位置や配置等を明確に特定できないため、利用状況や承継の手続き等を含め担当課にて必ず買受前に協議等を要する。 8. 国土交通省ハザードマップポータルサイトで洪水リスク等の確認を要する(物件土地周辺は0.5～3m未満と推定されるが、詳細は当該資料にて確認のこと)。
-------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登 記 記 載） 経 過 年 数 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	昭 和 55 年 9 月 15 日 新 築 約45年 約0年
仕 様 （特 記 事 項 参 照）	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 瓦葺 鋼板等 繊維壁、合板等 合板、クロス等 畳、フローリング等 電気、給排水設備等 特になし
床 面 積（現 況）	第3「目的物件」記載の通り	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居 宅 6室＋キッチン＋納戸等（附属資料「建物間取図」の通り）
品 等	やや劣る	
保 守 管 理 の 状 態	やや劣る	
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」記載の通り	
特 記 事 項	1. 玄関で床のフワつき、壁の破損、玄関戸のガラスの割れ等が見られた。 2. キッチンで床のフワつきが見られた。 3. 和室2と和室3の間の襖が外され、紛失の可能性もある。 4. トイレは和式だが、簡易の洋式便座を被せて使用していた。 5. トイレのドアが外されていたため、建物間取図の開閉方向は推測による。 6. 和室5等、2階の和室は全体的に天井にシミが見られたほか、一部で畳も腐食していた。雨漏りの可能性があるが詳細は不明である。 7. 室内にペット用品が見られたため、ペットを飼育していたと思われるが詳細は不明である。 8. 動産類が堆積していたため、間取りや状況の確認が困難であった。動産類の処分には相当の費用を要すると思われる。 9. 居住者の不幸の詳細は現況調査報告書による。 10. その他、汚れ、破れ、破損、フワつき、戸や襖の紛失等が見られた。 11. 建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意する必要がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1及び2)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	39,400	0.81	198.37	0.90	5,700,000
2	39,400	0.81	17.73	0.90	510,000
合計					6,210,000

地価公示 一宮-32

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $46,500 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 118 \approx 39,400 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：形状1.00

◇地域格差：街路、交通、環境、行政条件格差等を考慮。

イ 個別格差：形状0.90×建築リスク0.90≒相乗積0.81

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	176,000	129.47	0.02	460,000

ウ・現価率：経済的耐用年数を経過しているものと判断され、現価率を2%とした。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,700,000	0.50	法定地上権	2,850,000
2	510,000	0.50	法定地上権	260,000

イ 土地利用権等割合：物件1、2の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,700,000	－ 2,850,000		0.85	0.70	1,700,000
2	510,000	－ 260,000		0.85	0.70	150,000
3	460,000	＋ 3,110,000	1.00	0.85	0.70	2,120,000
一括価格 (合計)						3,970,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：配管のリスク、計測困難、維持管理の状態、動産類の処分リスク、建築リスク及び第4. 1. 2の特記事項を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

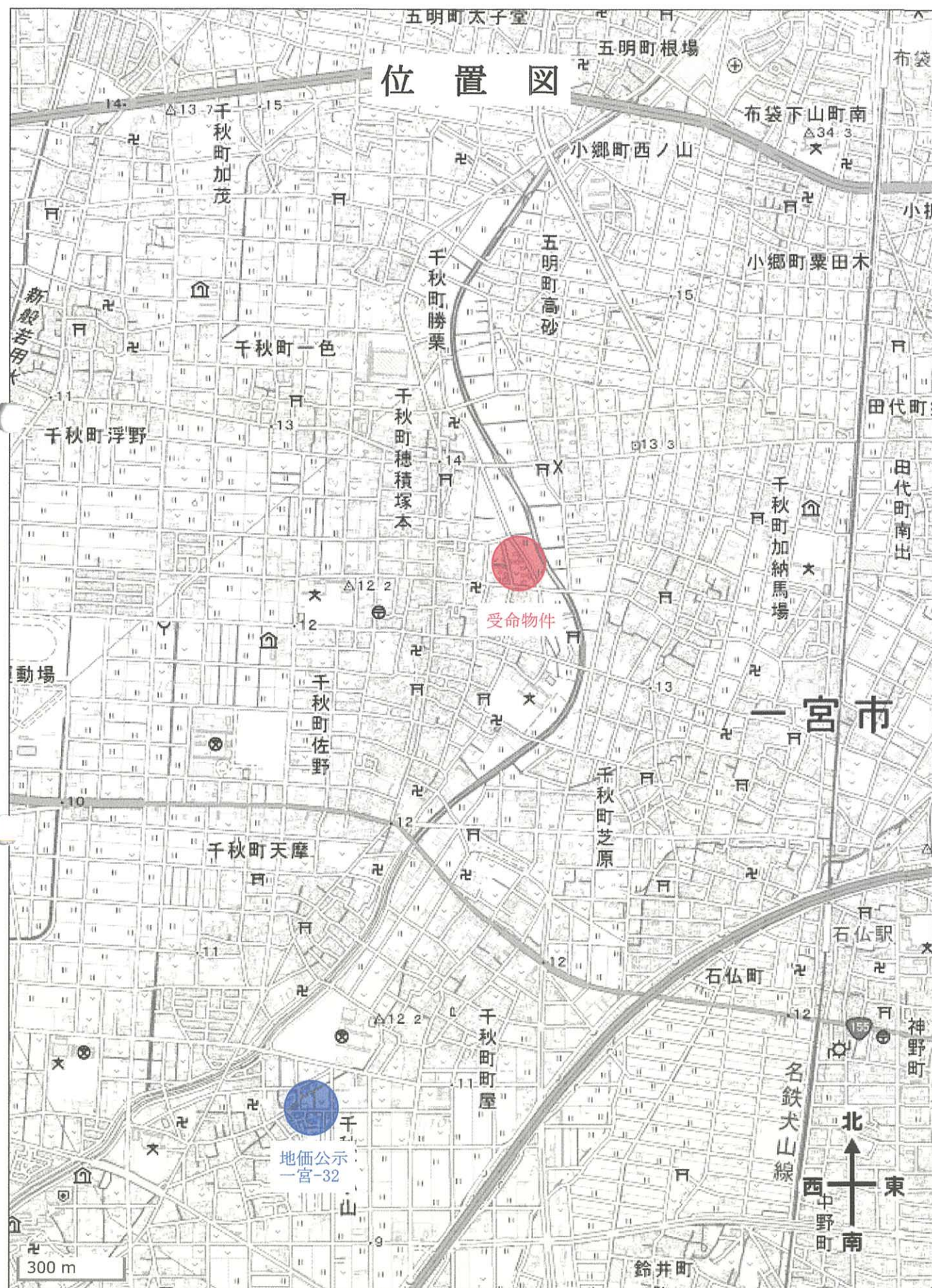
第6 参考価格資料

地価公示価格：（一宮-32）
所在：一宮市千秋町小山字城82番
価格：46,500円／㎡
位置：名鉄犬山線「岩倉」駅の北西方約2.7km
価格時点：令和7年1月1日
地積：151㎡
供給処理施設：水道、下水、ガス
接面街路：北側4.7m市道
用途指定等：市街化調整区域(建ぺい率60%、容積率200%)
地域の概要：一般住宅、農家住宅、農地等が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図（国土地理院）
- 2 付近案内図（国土地理院）
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以上



付 近 案 内 図



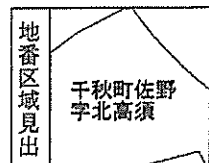
出典：国土地理院

A4判に縮小

イ 49-2
ロ 52-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	一宮市千秋町佐野字北高須				地番	59番2			
出力尺	1/600	精度区分	乙二	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局一宮支局管轄)

令和7年7月23日

東京法務局品川出張所

地図整理番号: M84792

登記官



登記年月日：昭和59年12月6日

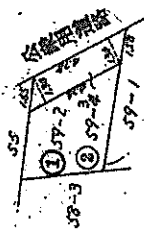
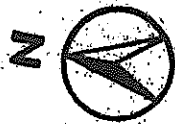
1102416

これは図面に記号されている内容を証明した書面である。
令和7年8月28日 名古屋地方法院 第一民事部

登記官

A4判に縮小

前 59-2-43
地番 59-2-43
土地の所在 一宮市千秋町佐野北高須



面積計算

$$\textcircled{2} 59-2-43 \quad (4.74 + 4.78) \times 1.30 \times \frac{1}{2} = 6.1880 \text{ m}^2$$

$$\textcircled{1} 59-2 \quad 23.92 \text{ — } 6.1880 = 17.7320 \text{ m}^2$$

59.12.6

単位: m

作成者

10月31日作成

嘱託者

縮尺

1/250

92728 34 2000

請求番号: 4-1

登記年月日：昭和42年10月28日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年8月28日 名古屋地務局一宮支局 登記官

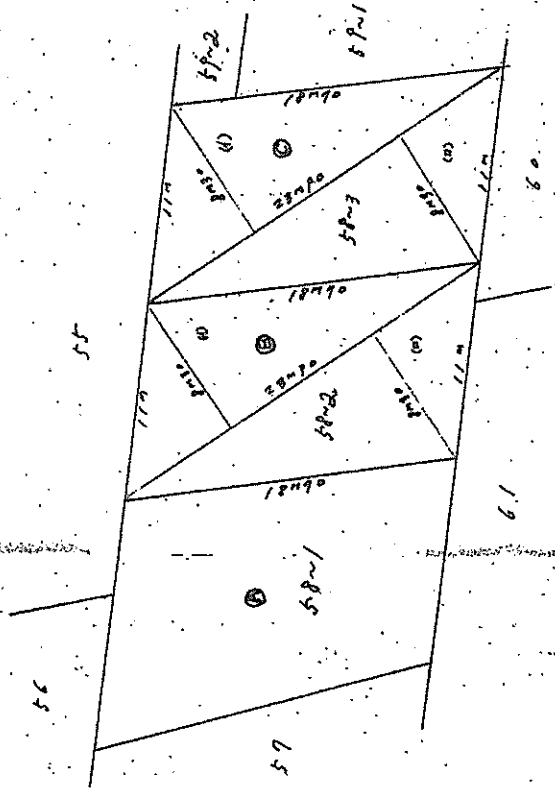
1102414 58

地番	58-2, 3, 58-1
土地の所在	一宮市牛久保町佐野多北森須

地積測量図

作製年月日	昭和42年10月28日
作製者	昭和地務局

申請人	昭和地務局
-----	-------



求積	① 23.790 x 8.730 = 198.39
②	23.790 x 8.730 = 198.39
合計	396.78
1/2	198.39

求積	① 23.790 x 8.730 = 198.39
②	23.790 x 8.730 = 198.39
合計	396.78
1/2	198.39

542.10.28

単位 M

総尺 1/300

登記年月日：昭和55年10月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局一宮支局蔵)

令和7年7月23日

東京法務局常用出張所

登記官

地図整理番号：J84794

2164881 各階平面図

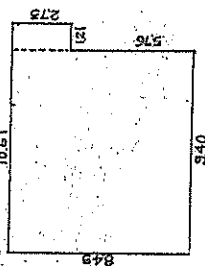
家屋番号 58-3

建物の所在 一宮市千秋町佐野字北高須58番地3、59番地2

面

1 階

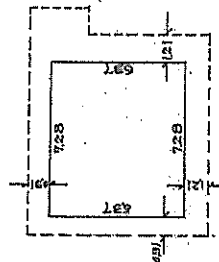
求積



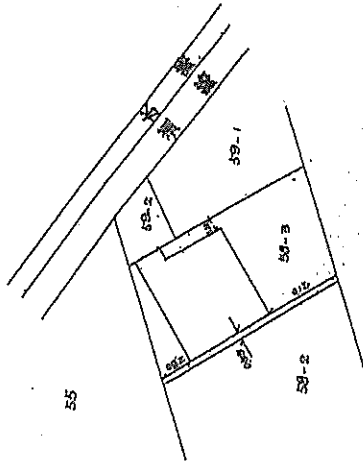
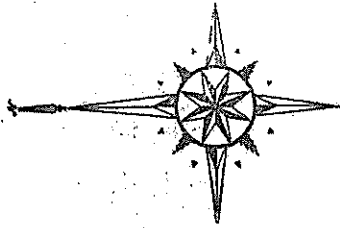
$$\begin{array}{l} 9.40 \times 8.49 = 79.8060 \\ 1.21 \times 2.73 = 3.3039 \\ \hline \text{計} \quad 83.1099 \end{array}$$

2 階

求積



$$7.28 \times 6.37 = 46.3736$$



単位：メートル

S55 10.29

作成者

縮尺 1/250

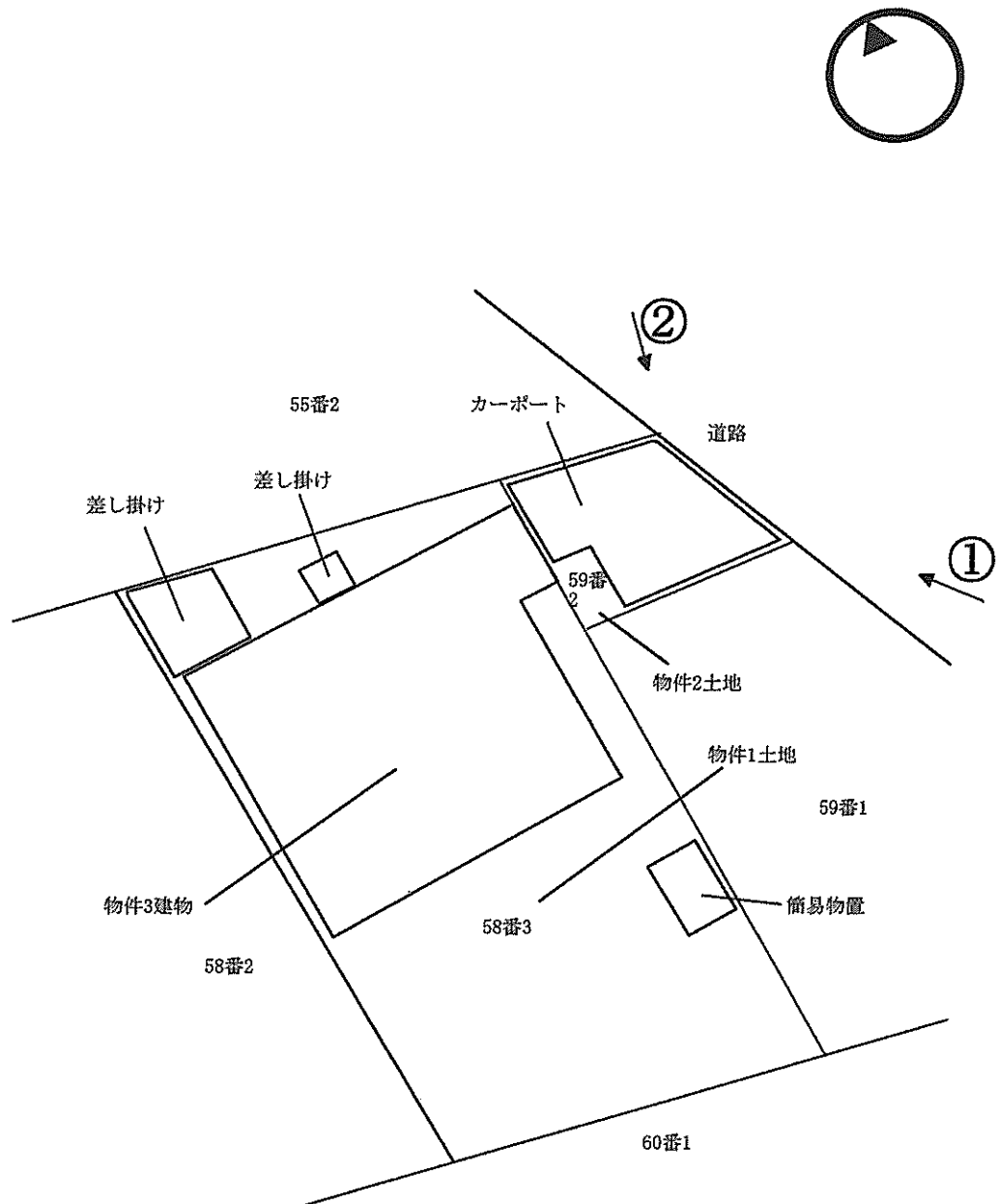
申請人

縮尺

1/500

A4判に縮小

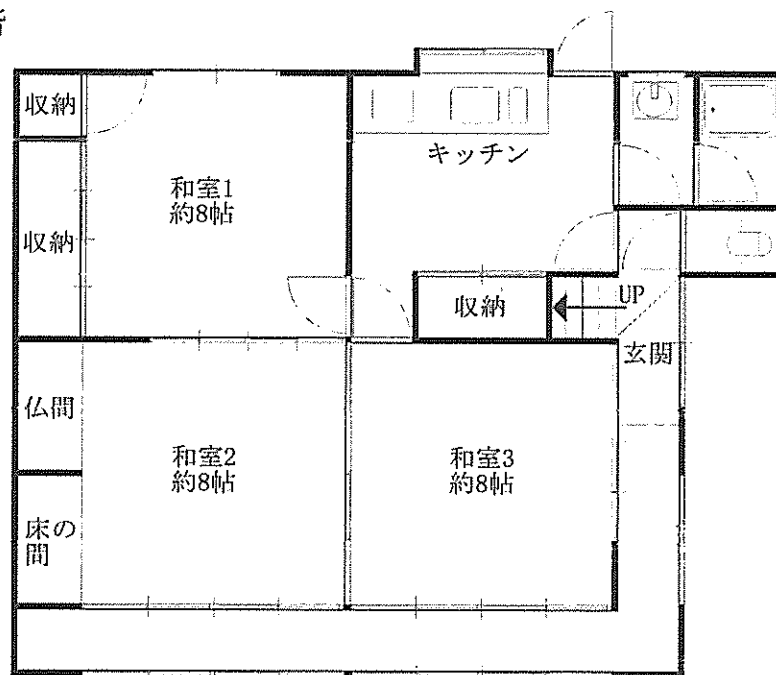
土地建物配置図(概略)



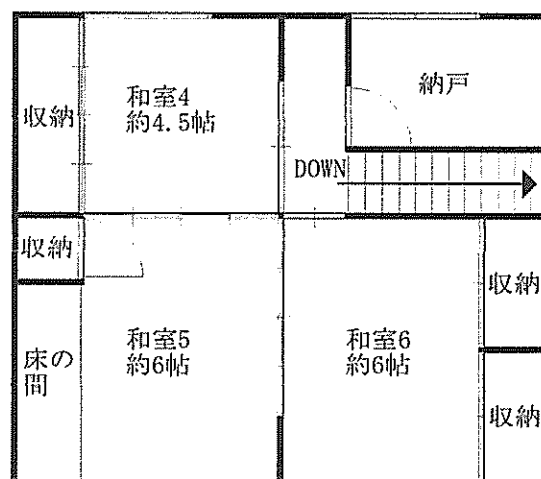
※番号は附属資料「現況写真」の写真番号である。

建物間取図(概略)

1階



2階



現況写真



写真①



写真②